

## 路上走行時の排出ガス試験を導入します

－ 排出ガス不正が防止され、実際の道路上での排出ガスが抑制されます －

ディーゼル乗用車等の型式指定時に、これまでの試験ラボ(屋内)の台上排出ガス試験等に加え、路上走行時の排出ガス試験を導入することを主な内容とする「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正を本日、行いました。

平成27年9月に発覚したフォルクスワーゲン社によるディーゼル車の排出ガス不正事案を受けて、国土交通省及び環境省では有識者による「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」※を設置し、同種事案の再発防止の検討を行いました。

その結果、対策の一つとして路上走行時の排出ガス試験の導入を決定し、本日、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正を行いました。

路上走行時の排出ガス試験とは、自動車に車載式排出ガス測定システム(PEMS: Portable Emissions Measurement System)を搭載し、路上を走行しながら排出ガスの測定を行うものです。

これにより、自動車メーカーによる排出ガス不正が防止されるとともに、実走行環境下における排出ガスの更なる抑制が期待されます。



路上走行試験



車載式排出ガス測定システム(PEMS)

### <改正の概要> (詳細については別紙をご覧ください。)

#### 1. 適用対象となる自動車

ディーゼル乗用車等(乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の自動車)

#### 2. 主な改正内容

型式指定時における路上走行時の排出ガス試験を導入し、当該試験により排出される窒素酸化物(NOx)の規制値を台上排出ガス試験による規制値の2倍とする。

#### 3. 適用時期

新型車:平成34年10月1日～

継続生産車:平成36年10月1日～

※「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」の詳細は、国土交通省ホームページ([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk10\\_000035.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000035.html))をご覧ください。

お問い合わせ先

自動車局 環境政策課 : 吉澤、菊地

電話 03-5253-8111(内線 42522) 03-5253-8604(直通)

FAX 03-5253-1639

## 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について（概要）

### 1. 改正の背景

平成 27 年 9 月に発覚したフォルクスワーゲン社による排出ガス不正事案を受けて設置した「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」では、本年 4 月に最終とりまとめを公表した。

当該最終とりまとめにおいて、ディーゼル乗用車等に対し排出ガスの路上走行検査を導入することが必要であるとされ、その方法及び排出ガスの規制値が示された。また、原動機等の損傷を防止するために排出ガス低減装置の機能を停止又は低下させる制御（保護制御）について、その作動を許容する範囲を限定することが必要であるとされ、その具体的な範囲が示された。

今般、これらに対応して、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行うほか、所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

#### （1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部改正

- ① ディーゼル乗用車等の路上走行時の排出ガス関係
  - 型式指定時における路上走行時の排出ガス試験法を定める。
  - 路上走行時の排出ガス試験により排出される窒素酸化物（NOx）の規制値を、台上排出ガス試験の規制値の 2 倍とする。
  - 保護制御の作動を許容する範囲を、低・高気温時、高地走行時等の出現頻度の低い一定の条件下に限定する。
  - 上記の適用対象を、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものとする。
- ② WLTC モード法の適用整理関係  
乗用車等に対し適用する排出ガス試験法について、これまで JC08 モード法又は WLTC モード法のいずれかとしていたところ、WLTC モード法のみとする。
- ③ その他所要の改正を行う。

#### （2）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

- ① （1）①の改正について、以下のとおり適用開始する。
  - 新型車：平成 34 年 10 月 1 日～
  - 継続生産車：平成 36 年 10 月 1 日～
- ② （1）②の改正について、以下のとおり適用開始する。
  - 新型車：平成 30 年 10 月 1 日（軽貨物車・中量車<sup>\*</sup>は平成 31 年 10 月 1 日）～
  - 継続生産車：平成 32 年 9 月 1 日（軽貨物車・中量車は平成 33 年 9 月 1 日）～
- ③ その他所要の改正を行う。

### 3. スケジュール

公 布：平成 30 年 3 月 30 日

施 行：公布の日

ただし、2.（1）②及び 2.（2）②については、平成 30 年 4 月 1 日

---

※ 車両総重量 1.7t を超え 3.5t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車を除く。）